

寺子屋から学校へ

昭和村ボランティアガイドの会
理事 堤 義樹

親の子どもへの期待は昔も今も変わりません。江戸時代になると、生活での出来事や年貢等の記録を書き留めるようになり、読み書きが普及しました。すると、親は農閑期に子どもを寺子屋に通わせ、読み書きを身につけさせようとしています。読み書きは子どもの将来にかかりました。

明治の時代となり、新政府はフランスの学校制度を参考に、日本中の子どもに教育を与える仕組みをつくり出します。教育をとおして世界に追いつき追い越そうと制度を整えていきます。

糸之瀬村誌は当時の様子について「私たちの村にも明治六年十一月、糸井清雲寺を校舎に新しい小学校が生まれ、先生は西村敬守と加藤大機という二人の先生です」とあります。当時、家の数は糸井村二百三十五戸、貝野瀬村百十戸、生越村五十戸、合計約四百戸です。しかし、三村から学校に行けたのは男五十一名、

女二十二名の七十三名です。学校に通える子どもは少なかったのです。生徒は月八錢三厘の授業料を納めました。が、家庭の負担は大変でした。そのため学校に通えない子どもが多かったのです。その後、明治八年に貝野瀬池貝戸の観音堂に、生越では恵光寺に学校ができました。明治十九年の教育改革により、小学校四年間は義務教育となり名称も尋常小学校と変わり、その後も学習したい子どもは沼田町（沼田市）の高等小学校に通いました。



生越恵光寺

当時、校舎や先生にかかる費用は地域や保護者が負担することが多く、費用の工面に苦労の様子が見えます。しかし、教育に対する期待は高く、教育環境整備と共に就学率も高くなっていました。

参考…糸之瀬村誌



地域包括支援センターだより

実践！介護予防 みんなで楽しくらくらく筋トレ体操♪

今月は『とちの木サロン』を紹介します。

■場所 椋久保住民センター

■日時 毎週金曜日 午後1:30～

☆ここが私たちの魅力☆

○サロンの良いところを尋ねると、皆さんは口を揃え「みんなに会えるところ」「おしゃべりができるところ」と回答。おしゃべり好きが集まる、和気あいあいとしたサロンです。「みんな口が丈夫なんだよ」と笑いあっていました。

○筋トレ体操を2回と健口体操を頑張った後には、楽しい振り付けが魅力の『きよしのズンドコ節』を踊ります。この踊りは現在、きずなサポーター会議を通じて各地のサロンへと広がり、サロン同士の交流にもなっています。

○おいしくて健康的な手作りおやつが並ぶお茶の時間も楽しみのひとつで、おしゃべりする声と笑い声が絶えることがなく明るい時間となっています。

みんなの声

・運動をした後に疲れが残りにくい・筋トレ体操をすると体が軽くなる・『きよしのズンドコ節』が楽しい・たくさん笑うので口角が上がる・手作りおやつのために参加しているところもある・氷川きよしが好き など



「笑うと気持ちが幸せになる」と笑顔の皆さん



地域包括支援センターはサロンを応援しています！

65歳以上の方の介護保険料が改正されます

■問合せ 保健福祉課福祉係 ☎24-5111 (内線131)

介護保険料は、3年間で1期として介護保険の事業計画を策定し、これにかかる費用に基づき必要な介護保険料を算定しています。平成30年度は3年に1度の介護保険事業計画の改正の年になっており、算定の結果、平成30年度から平成32年度までの介護保険料(65歳以上)は、下表のとおり改正されました。

第7期の平成30年度から平成32年度における第1号被保険者の介護保険料は、以下の考え方により設定しています。

(1) 第1号被保険者の月額保険料(基準額)を6,851円と設定します。

(2) 第7期計画より、第7段階以降の基準所得金額が変更になっています。

第7段階：合計所得額が120万円以上200万円(6期：190万円)未満の方

第8段階：合計所得額が200万円以上300万円(6期：290万円)未満の方

第9段階：合計所得額が300万円(6期：290万円)以上の方

所得段階	対象となる方	負担割合	H30～H32 年額保険料	H27～H29 年額保険料
第1段階	生活保護を受けている方 老齢福祉年金を受けており、かつ世帯全員が住民税非課税の方 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.50 (基準額×0.45)	41,100円 (37,000円)	34,800円 (31,400円)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の方	基準額×0.75	61,600円	52,200円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75	61,600円	52,200円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者があり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	73,900円	62,700円
第5段階	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者があり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	82,200円	69,600円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	98,600円	83,600円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.30	106,800円	90,500円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	123,300円	104,400円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上の方	基準額×1.70	139,700円	118,400円

※第1段階の保険料は、低所得者層への軽減措置により、表の()内の金額に引き下げられます。

※介護が必要になった時に安心して充実したサービスが利用できるようご理解とご協力をお願いします。

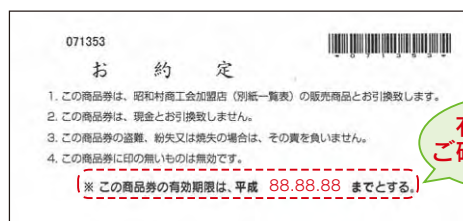
村商工会商品券は有効期限までにお使いください

昭和村商工会が発行する商品券は、発行日から6か月間の有効期限があります。有効期限を過ぎると使用できなくなりますので、忘れず期限内にご使用ください。また、使い忘れやしまいこみがないか確認し、使用していない商品券がありましたら忘れずにご使用ください。

おもて面



うら面



■問合せ 昭和村商工会 ☎23-2918